

国際VHFの必要性

2008年2月の護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故がきっかけになり、現在の船舶無線では船舶の規模・用途ごとに使用される無線機器が異なるため、危険回避行動等の連絡を相互に取り合つことが困難な状況になつてゐることが指摘されました。

総務省は08年4月～12月に「海上における船舶のための共通通信システムのあり方及び普及促進に関する検討会」を設け、プレジャーボートの代表としてJSAFが同検討会に委員として参加いたしました。この間の検討会開催経緯については本誌08年71号掲載記事「上記検討会とJSAFの基本姿勢」をご参照ください。

その結果、09年10月2日付で施行された総務省令「船舶共通通信システム」はJSAFが以前から要望していたものに近い内容になり、わが国でも、海外同様国際VHF機(技術基準適合証明機)が安価に入手でき、予備免許や落成検査などが必要になり、簡単な手続きで免許が申請できるようになりました。

JSAFとしてはこの法改正を機に、海上航行安全のために国際VHFの普及を促進したいと考えています。

本稿は改めてメンバーの皆様にこの法改正の意味するところをお伝えし、国際VHFが私たちヨット乗りにとって大きな財産となるようご協力をお願いするものです。

JSAFの財産71chと74ch

今回の法改正は主としてレースを行ふ外洋艇のためにあると思われがちですが、海外のレース運営シーン

を想起いただくと、そこにはVHFのハンディートランシーバーを片手にテキパキとレースを仕切つていくレースオフィサーの姿があるはずで

運営艇同士のコミュニケーションばかりでなく、レース海面を横切らうとするフェリーボートに向けてレースフリーの動向を知らせ、最

小限の避航で済むよう誘導している姿もあります。

このように国際的にはヨットレース運営やプレジャーボートの呼び出し専用波がおもむね72ch(わが国では71chと74ch)として割り当てられ、多くのプレジャーボートが当たり前のように利用しています。

このチャンネルについては、我々の先達がレジャー利用に対し厳しい見方を取つていた当時の郵政省を動かし、必死の思いで獲得したという努力の歴史があります。専用チャンネル獲得のため、当時の外洋帆走協会(NORC)は全国各地の主要拠点に11局の海岸局を設置し、各艇にその海岸局への加入を義務付けることによつて71chと74chを専用波として使えるようにしたのです。

しかししながらその後、無線機器の価格は下がらず、従つて普及もせず、携帯電話の利便性に追われ、国際VHF搭載艇が少数になって行きました。そして残念なことにこのチャンネルはマリンVHFにも使われるくなり、ヨットだけのものではなくなりました。そうした逆風の中でも、少数の関係者の努力によつて細々と維持し続けてきた海岸局が今なお9局生き残っています。

それゆえにこのチャンネルはJSAF登録艇が主体のプレジャーボート専用波として確保され続け、この度の法改正でも引き続きJSAF海岸

局加入艇の専用波として認められております。

ただ、こうした経緯は、現在では

JSAFメンバーでも大半の方は、存じないと思います。今回の法改正では適合機器を購入し、同梱されてる申請書を発送すれば、どの艇でも免許がおりるので、その免許には71ch、74chの記載はありません。つまり専用波が使えない免許なのです。JSAFメンバーの皆さんには、JSAFの財産とも言うべき専用チャンネル(71ch、74ch)を取得していただき、より充実したセーリングライフを楽しんでいただきたいと存ります。

JSAF海岸局加入証明を発行します

そこでJSAFはこの専用波を利用していただくため、JSAF海岸局の加入証明を積極的に発行しています。この加入証明を無線局開局申請書と一緒に電波監理局に提出すれば、JSAF(プレジャーボート)専用波を記載した免許状が取得できます。

現在、加入証の発行には

◎メンバーガ所有するか運航する艇であること
◎艇登録(セールナンバー登録)を行つてある艇であること

の条件があります。また艇登録は必ずしもセールボートでなければいけないわけでなく、運営艇であるモーターボートや漁船も受け付けています。

ただ、現在の制度では登録料・無線局加入料・同手数料と何重にも費用かかる構造になつており、積極的な発行体制には程遠いのが現状です。そこで過日、外洋総務委員会の

協議により、国際VHF局開局推進策として現行規則の適用を見直すよう決定しました。詳細は後述しますが、メンバー登録艇登録と併せ、登録手続きのワンストップサービス化も検討していくたいと考えています。

技術基準適合証明機

2種類の機器が各メーカーから提供されています。では、どういう機種があるのでしょうか。

ハンディー機(5W機)

通信可能距離は2～3マイル。携帯電話の周波数帯が高くなり基地局から遠い海上での到達距離が短くなつてきている昨今、それに代わる有効な通信手段として再認識されています。価格は2万円前後から。防水かつ水に浮くタイプのものもあります。

雨天やスプレーのかかる海況でのレース運営には便利ですし、いざとなつ時の非常通信にも役立ちます。定期検査が不要なことも今回の法改正の成果です。

無線従事者の免許は第3級海上特殊無線技士が必要ですが、多くのマリナーで講習会が行われるようになつきましたので、手軽に取得できることになりました。

据置型(25W機)

通信可能距離は20マイルが目安。海岸から5マイル以上を航行するアクティブな外洋艇にとつては必須アイテムになると思われます。価格は本体だけなら3万円前後からとなつています。外洋艇の安全装備基準であるJSAF特別規定(SR)では

国際VHF船舶局開局のお勧め

JSAF通信委員会

国際VHFの規制緩和が実現し、国際VHF機を安価に入手でき、しかも簡単な手続きで免許が申請できるようになった。

JSAFではこれを機に国際VHFの普及を促進したいと考えている。

3以上)とマストトップのアンテナの装備が要求されています。この規定はわが国では機器コストや免許手続きの煩雑さを理由に適用を見合いませんでしたが、手軽に装備できる環境が整つてきた段階では、適用を再検討することも考えられます。

従事者資格は第2級海上特殊無線技士以上が必要です。まずはハンディー機でインシヨアレースの運営や、各艇間の連絡などからVHF無線機に慣れ、さらに遠距離通信のニーズが出たところで25W機に移行するのもよいと思います。従事者資格も3級から2級への移行講習が企画されるようです。

DSCとは

現在販売されている認定機器の一部にはDSC機能が付いています。「デジタル選択呼出し」という機能で、特定の船舶を指定して呼び出す機能ですが、緊急時DSC動作ボタン(赤色)を押し続けると、自艇のIDを発信し、緊急事態発生を知らせることができます。つまり簡易的なEPIRB(非常用位置指示無線標示機)の機能を持つているのです。ハンディー機にもこの機能が搭載されている機種がありますが、従事者資格は2級が求められています。こうした機能も安全確保の手段として是非とも考慮に入れておきたいものです。

海上特殊無線技士の資格を取得するには

国家試験受験と養成課程受講の二通りがあり、後者は受講終了後には資格が付与されます。

①無線従事者国家試験(財)日本無線協会(URL: http://www.

nishimura.or.jp) 東京本部ほか北海道から沖縄の全国11カ所において、年3回(6月、10月、2月)実施しています。

②無線従事者養成課程(財)日本無線協会が年数回公募により実施しているほか、各種団体も適宜に募つて実施しています。

しかし、現在のところ第2級海上特殊無線技士の養成講座は一般に行われておりません。そこでJSAF通信委員会、外洋加盟団体の通信委員会が中心になって同級養成講座を開催を企画しています。詳しくはJSAF通信委員会、あるいは各加盟団体の通信委員にお尋ねください。

またJSAF通信委員会では各水域の実施につきまして、「ご要望があればサポートする体制です。3級から2級へのステップアップ養成課程講習会(1日)は本年4月頃からマリーナ関連団体が実施を予定されているようです。

JSAF登録艇

①発行手数料3千円
②海岸局利用料年2千円(ただし、初回に5年分、1万円を一括支払い)

F通信委員会、外洋加盟団体の通信委員会が中心になって同級養成講座を開催を企画しています。詳しくはJSAF通信委員会、あるいは各加盟団体の通信委員にお尋ねください。

またJSAF通信委員会では各水域の実施につきまして、「ご要望があればサポートする体制です。3級から2級へのステップアップ養成課程講習会(1日)は本年4月頃からマリーナ関連団体が実施を予定されているようです。

JSAF登録艇

①発行手数料3千円
②登録料1万円
③海岸局利用料年1万円(5年分、5万円を一括支払い)

無線局開局までの費用は

◎機器の購入費・最近発売された無線機器メーカー(アイコム、スタンダード、ユニデン等)の技術基準適合品ハンディー機・据置型とともに2~5万円

◎申請手数料はハンディー(5W機)4千600円、据置型(25W機)6千700円

◎据置型(25W機)は、電波法第73条の定期検査の対象無線局となつてるので、5年毎に定期検査を受け必要がありますが、ハンディー機の対象外となっています。

◎DSC(デジタル選択呼出装置)付の無線機の操作には第2級海上特

殊無線技士以上の資格が必要です。

◎DSC付の無線機には、無線局の免許を受けた時にMMSI(海上識別番号)が指定されます。MMSIはDSC通信の際に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など重要な情報が識別されます。

特にチャンネル16(156.8MHz)は、遭難安全の呼出し専用の共通チャンネルとなつていて、通常、該チャンネルの聽守の励行などで、運用にあたつては十分な注意が必要です。

71ch、74chを使う(JSAF海岸局加入)には

加入証明書の発行に関する現行の規定は次のようになっています。

JSAF登録艇

①発行手数料3千円
②海岸局利用料年2千円(ただし、初回に5年分、1万円を一括支払い)

非登録艇

①発行手数料3千円
②登録料1万円
③海岸局利用料年1万円(5年分、5万円を一括支払い)

無線局開局までの費用は

◎機器の購入費・最近発売された無線機器メーカー(アイコム、スタンダード、ユニデン等)の技術基準適合品ハンディー機・据置型とともに2~5万円

◎申請手数料はハンディー(5W機)4千600円、据置型(25W機)6千700円

◎据置型(25W機)は、電波法第73条の定期検査の対象無線局となつてるので、5年毎に定期検査を受け必要がありますが、ハンディー機の対象外となっています。

◎DSC(デジタル選択呼出装置)付の無線機の操作には第2級海上特

殊無線技士以上の資格が必要です。

ボートなどの運航に伴つ航行の安全および入・出港時の連絡並びに貨物の荷役などによる業務通信などを行うもので、非常に大切なものとなっています。

特にチャンネル16(156.8MHz)は、遭難安全の呼出し専用の共通チャンネルとなつていて、通常、該チャンネルの聽守の励行などで、運用にあたつては十分な注意が必要です。

※私用などによる通信により遭難通信の取扱いを妨害した場合は、1年以上の有期懲役に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

JSAFとして今後の取り組み

国際VHFを利用してする船舶が増加することによる、通信モラルの問題が浮上すると思われます。本来は自己責任、自己管理の下で無線運用をすべきであり、利用者が利用者をお互いに監視し合つて、通信モラルの維持に取組まなければなりません。

JSAFとして運用に関して、遵法、通信モラルの維持向上のため啓蒙活動を続けて模範示すことが求められています。

JSAF通信委員会では今後ともメンバーの皆様とともに、よりよく使いやすい通信手段として国際VHFを育てていきたとと考えています。

メンバーの皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



DSC機能つきの国際VHF機(据置型。ICOM製IC-M504)